

議案第 19 号

多可町社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

多可町社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 26 年 3 月 4 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例

平成26年 月 日

条例第 号

多可町社会教育委員の定数及び任期に関する条例（平成17年多可町条例第92号）の一部を次のように改正する。

題名中「定数及び任期」を「設置」に改める。

第1条中「第15条第1項並びに」を「第15条及び」に改める。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とする。

第2条中「14名」の右に「以内」を加え、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（構成）

第2条 委員は、学校の教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

多可町社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正
<p>多可町社会教育委員の<u>定数及び任期</u>に関する条例 平成17年11月1日条例第92号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は社会教育法（昭和24年法律第207号）<u>第15条第1項並びに第18条の規定に基づき本町に社会教育委員を置き、その定数、任期その他必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定数)</p> <p>第2条 社会教育委員（以下「委員」という。）の定数は14名とする。</p> <p>(任期)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 (略)</p>	<p>多可町社会教育委員の<u>設置</u>に関する条例 平成17年11月1日条例第92号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は社会教育法（昭和24年法律第207号）<u>第15条及び第18条の規定に基づき本町に社会教育委員を置き、その定数、任期その他必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(構成)</p> <p>第2条 <u>委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>(定数)</p> <p>第3条 社会教育委員（以下「委員」という。）の定数は14名<u>以内</u>とする。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 (略)</p>